【要介護認定・要支援認定申請日の取り扱いについて】

介護保険法において、要介護認定・要支援認定の認定結果は、申請書を受理してから原則３０日以内に通知しなければなりません。しかし、申請書の提出日と記入日に差があり、原則３０日以内の通知が難しい場合があります。

また、区分変更申請を各日１日付けとしたい場合、原則各日１日に申請書の提出をしてもらっていましたが、申請者が１日に提出することが難しい場合があります。上記をふまえ市において検討した結果、要介護認定・要支援認定申請日の取り扱いを以下のとおりとします。

申請日の取り扱い

要介護認定・要支援認定申請は、原則申請書を窓口に提出した日が申請日となります。

郵送での申請は、申請書を受領した日が申請日となります。

申請しようとする日が閉庁日である等、どうしてもその日に申請ができない場合を除き、原則日付をさかのぼった申請は受付できません。

【更新申請】

更新申請は、認定有効期間満了日の６０日前から満了日までの間に申請することができます。通常は月初めの開庁日に提出されることが多いですが、７月と１２月は１日が有効期間満了日の６１日前となるため、申請できるのは２日以降となります。

【区分変更申請】

申請日を「各月１日付」としたい場合、申請日より前に申請書を前倒しで預かり、１日を申請日として審査を進めます。

申請年月日を「各月１日」と記入いただき、前月末の７日前（土・日・祝日を含む）より、申請書をお預かりします。

原則、日付をさかのぼった申請は受付できません。

また、変更申請提出前に連絡を入れていただいていましたが、令和７年４月１日以降連絡は必要ありません。

（例）１月１日付としたい申請書は１２月２４日から１２月２８日までに提出してください。１月４日に提出した申請書は１月４日付になります。